

畜産会 経営情報

主な記事

- ① 新しい畜特資金
平成20年度大家畜特別支援資金融通事業および養豚特別支援資金融通事業について 社団法人中央畜産会
- ② セミナー生産技術
牛群検定活用のための熊本県酪農業協同組合の取り組み③ 村上 聡
- ③ お知らせ
肉用牛肥育経営安定対策事業にかかる四半期平均推定所得等の算定結果について
- ④ あいであと アイデア
消石灰散布と敷料攪拌を同時に行う散布攪拌同時作業装置 正井文朗、前澤 卓
- ⑤ 牛肉・豚肉、子牛市況

社団法人中央畜産会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
虎ノ門17森ビル(15階)
TEL.03-3581-6685 FAX 03-5511-8205
URL <http://jlja.lin.go.jp/cali/manage/>
E-mail:jlja@jlja.jp

新しい

畜特資金

平成 20 年度大家畜特別支援資金融通事業 および養豚特別支援資金融通事業について

社団法人中央畜産会

平成 20 年度から大家畜特別支援資金融通事業および養豚特別支援資金融通事業が、従来の畜産特別資金と同様に、畜産経営が抱える営農負債を長期低利の資金に借り換えることにより経営再建を図る対策として実施されることになりました。その概要と留意点について紹介します。

事業の推進

1. 事業概要

この事業は、経営の安定と後継者への円滑な経営継承を促進することを目的として、経営にかかる計画書の作成と継続的な見直しを要件に、次に掲げる資金を関係機関との一体的な指導の下に融通するものです。

- (1) 毎年の約定償還額のうち償還困難な額の借り換えを行うために必要な「経営改善支

援資金」(以下「経営改善資金」という)

- (2) 後継者が経営を継承すると認められる経営が当該経営の安定に必要な限度で既借入金を一括して借り換えるのに必要な「経営継承資金」

2. 従来からの変更点

- (1) 当該資金借入者への経営改善指導事業のさらなる強化を図るため、県団体(畜産協会等)が中央畜産会からの補助を受けて事業を実施します。

- (2) 借入希望者が作成する経営改善計画の承認は、各都道府県の体制を勘案し、都道府県知事のみから、審査委員会構成団体であって知事が指定する団体の長も可能となるよう、拡大するとともに、承認に当たっての協議先が生産局長から、(独)農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という)へ変更します。
- (3) 大家畜特別支援資金における経営改善資金のうち特認にかかる償還期間を25年(据え置き5年)以内(大家畜経営改善支援資金では20年(据え置き3年)以内)とします。
- (4) 各年度における資金貸付日を原則として2回(5月末および11月末)と規定します。なお、畜産情勢等を勘案し貸付日を理事長が別に定めることができます。

3. 推進方針

本事業の推進に当たっては、事業の趣旨を関係機関を通じ農家まで浸透させ、本資金を真に必要なとする経営に対策が効果的に講じられるよう、さらに一層の指導の徹底を図る必要があります。都道府県および関係団体は、本資金を必要とする者の経営の体質強化を的確かつ早期に達成するため、次に掲げる事項等も考慮し、経営ごとに最も適切な経営・技術等の指導を行ってください。

- (1) 経営不振農家は、総じて技術事項についての問題とコスト意識についての問題を抱えており、これらの改善なしには経営の体質強化は図れないので、問題要因の分析と

具体的手順の提示による効果的な経営改善の推進を図ってください。

- (2) 本事業の成果は、農協の取り組み方いかに大きく影響し、さらに、このことが農協自体の経営にも直接かわるので、農協の指導体制を整備するとともに、農協中央会を中心とする農協系統の畜産経営改善対策との連携を図ってください。
- (3) 資金借受者に対する指導については、中央畜産会から補助を受けて畜産協会等(都道府県協議会)が行うので、都道府県協議会活動を通じ、資金貸し付け後も経営が安定するまで、一体となって資金借受者に対する経営改善指導を実施してください。
- (4) 飼料価格高騰等理解醸成緊急対策事業と連携し、当該県内の大家畜(養豚)経営体における本事業の必要性等について早期把握に努めてください。

事業推進に当たっての留意事項

1. 経営改善資金の残高一括借換

都道府県知事が、対象資金の毎年の約定償還金の借り換えのみでは経営の安定を図ることが困難と認めた者にあっては、対象資金の残金について、必要な限度において残高一括借換ができるよう要綱上措置しているところです。これまで残高一括借換については、基本的に事業の最終年度に限り実施しており、現行の事業の最終年度である平成24年度についても、残高一括借換を実施することとします。

2. 経営継承資金の貸付対象者の要件

(要件)

現に大家畜（養豚）経営に従事しているおおよそ 40 歳以下の後継者が、経営継承資金の借入年度または将来において当該経営の主たる従事者となることが認められること

経営継承資金は、多額の負債を抱え、その償還が困難となっている経営において、このことが要因となって後継者の経営継続意欲が減退していることにかんがみ、償還困難な既借入金について必要な範囲内で一括して借り換える資金を長期（大家畜 25 年以内、養豚 15 年以内）低利で融通するものであり、後継者によって当該経営の継続が図られることを要件としています。

一方、後継者が経営を継承したことの一般概念として、「税制上の経営主の変更」が考えられますが、この場合、経営主は経営に必要な資産を保有する必要があることから、現経営主（親）が経営に必要な資産を後継者（子）に譲渡または贈与する必要がある、ここに課税問題が発生します（農地、建物等固定資産については使用貸借も可能ですが、肥育家畜等棚卸資産については課税を免れません）。

さらに、資金の借入を希望する経営の負債のほとんどは現経営主（親）の負債であることから、後継者（子）が経営継承資金を借り入れて当該負債を返済することは後継者（子）から現経営主（親）に対する贈与となります。

従って、経営継承資金の目的が、後継者に

よる経営継続の支障となっている負債の償還負担の軽減を図るものであることも考慮し、「税制上の経営主の変更」については当該経営の判断にゆだねることとし、経営継承資金の貸付対象者として「税制上の経営主の変更」を要件としないこととしています。

また、具体的な判断基準として、現経営主（親）と後継者（子）の双方において、当該後継者（子）が今後経営の主たる従事者となることの取り決め書を徴するとともに、このことについて融資機関が確認することとしています。その確認の方法については、「大家畜（養豚）経営活性化資金の運営について」（平成 5 年 12 月 6 日付け畜産経営課長通知）を準用するものとします。

経営継承資金の借入者名義については、現経営主（親）と後継者（子）の連帯債務とするよう指導してください。

なお、法人における経営主の交代は、一般的に構成員間において行われ、このような家族経営における後継者による経営継続の概念が当てはまらないことから、法人経営を経営継承資金の貸付対象としません。

ただし、1 戸法人は、実質的に家族経営と変わらないことから貸付対象としています。

3. 農業環境規範の実践および点検

「環境と調和のとれた農業規範について」（平成 17 年 3 月 31 日付け農林水産省生産局長通知）に基づき、年に 1 回、環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート（家畜の飼養・生産）により点検を行うことが可能

であることが貸付対象者の要件となっています。

農業環境規範においては、環境との調和のための基本的な取り組みを実行するとともに、実行状況について農業者自らが点検を行い、実行が十分でないことが明らかとなった場合はその改善に努めることとされています。畜産特別資金の借受者においても、年に1回点検シートにより点検を行うよう周知してください。

4. 大家畜（養豚）経営改善計画

(1) 計画の見直し

資金借受者は、資金の貸し付けから5年後（都道府県知事等が必要と認めた場合にあっては10年以内）まで計画を見直すこととなるので、資金借受希望者に事前に周知してください。

また、前年度に資金の貸し付けを受けている者は、本年度の貸し付けがなくても計画を見直すこととなるので、この見直し計画を通じて資金借受者への指導を行ってください。なお、経営改善計画の達成が困難となったと認められる場合は経営改善計画の承認の取消しを行うこととされていることから、見直し期間の5年間で終了しても、約定償還が滞っている等の状況が見受けられ、経営改善計画の達成が危ぶまれる場合は、都道府県知事等の見直し計画承認申請先との協議を踏まえ、引き続き計画の見直しと資金借受者への指導を行うものとします。なお、一定の努力期間においても計画の達成が困難な場合は承認を

取り消すものとします。

(2) 見直し計画作成に当たっての留意点

見直し計画作成に当たっては、必ず前年度作成した見直し計画との比較を行い、改めて計画の実行についての問題点等を認識し改善に向け真摯に取り組んでください。

また、特別指導者は、計画達成に向けてどのような助言、指導を行ったかを関係機関と協議の上、必ず記入してください。

(3) 市町村との協力

融資機関を通じて貸付対象者の要件確認を行うことが原則ですが、審査委員会において必要が生じた場合、市町村とも協力して事業を推進してください。

5. 融資機関支援計画

当該計画は、融資機関が貸付対象者の経営の体質強化を早期に実現するため講じようとする対策を、関係者と協議の上作成するものであり、大家畜（養豚）経営改善計画と同様に貸し付けから5年後まで継続して見直すこととなるので、事前に周知してください。ただし、経営改善計画の見直し期間が延長された場合（都道府県知事等が必要と認めた場合にあっては10年以内）には、合わせて融資機関支援計画も見直してください。

6. 審査基準の作成および活用

(1) 畜産特別資金の事故率の高さにかんがみ、平成18年3月29日付けで要綱改正を行い、都道府県の実情にあった審査基準の作成を義務づけました。また、審査基準の作成に

際し、都道府県が畜産特別資金に対する認識を共有するため、平成18年6月には「畜産特別資金計画書審査基準作成マニュアル」を作成し、配布しました。

(2) 各都道府県においては、作成した審査基準に基づいて審査を行うとともに、理事長協議の際には、経営改善計画および支援計画に当該審査基準を添付して提出してください。

7. 経営改善指導の強化

(1) 問題となる負債の態様にはさまざまなものがありますが、必ずどこかに何らかの原因があります。このため個々の経営における発生要因を分析し、関係機関（都道府県協議会、融資機関等）が連携をとりながら共通の認識の下に指導に取り組み着実に経営改善を図ることが必要です。特に農家を直接指導する農協等の指導機関が日常的に機能するような体制の整備を図ることが重要です。都道府県および関係団体は、経営改善指導における課題と、それぞれの関係者の果たすべき役割を整理した「畜産特別資金借受者の指導のあり方と方策」も参考にして、実効性のある指導体制を構築し、指導を推進してください。

経営改善の伴わない単なる長期低利資金の融通による借り換えだけでは、問題の先送り

でしかないと借受者のみならず関係機関も再認識する必要があります。

(2) 資金借受者の経営実態を把握し、経営改善指導の参考資料とするため、中央畜産会は、経営改善計画の内容について電算処理を行い、分析・整理したデータを都道府県に提供することとしています。そのため、都道府県および関係団体は、期日までに電算入力表を中央畜産会に提出するとともに、これらデータを有効に活用して経営改善指導を行うものとします。

8. 実績点検

借受者の経営改善計画の達成度を把握し、問題点の早期把握と改善対応に役立てるため、年に2回の実績点検を実施します。そのため、指導者は日常的に生産技術データや、借受者の収入・支出状況を把握してください。

なお、指導者はこれらのデータや、実績点検結果を活用し、計画達成に遅れがみられるときは、問題点を明らかにし、具体的な対策を検討することが重要です。さらに、都道府県協議会も、点検表によって指導効果の確認等を行い、融資機関や指導担当者への助言を行う必要があります。

	基準金利	自助努力	利子補給率	貸付利率
一般	2.95%	0.24% 以上	1.01% 以内	1.70% 以内
特 認	2.95%	0.24% 以上	1.01% 以内	1.70% 以内
経営継承	2.95%	0.24% 以上	1.01% 以内	1.70% 以内

(平成20年4月18日現在の場合)

9. 貸付利率および利子補給率等

貸付利率および利子補給率等については、農業近代化資金の基準金利、農林漁業金融公庫の経営体育成強化資金の貸付利率等を基準として設定することとしています。

しかしながら、現時点では貸付時の金利が未定であるため、直近の金利を参考として計画等の作成指導を行ってください。

なお、今後の金利動向によって貸付利率等を見直すことがあるので、借受者の指導に際しては、この点に留意してください。

都道府県は上乗せ利子補給等自助努力について、融資機関等地元関係機関に対しても協力が得られるよう指導するとともに、自助努

力および上乗せ利子補給の都道府県内の負担調整を行ってください。

10. 部分保証

農業信用保証保険制度においては、融資機関との適正な責任分担によりモラルハザード（倫理観の欠如）の防止を図るとともに、保証保険の引受機関である独立行政法人農林漁業信用基金の保険収支を改善し、農業信用保証保険制度の安定的な運用を確保するため、畜産特別資金については、平成18年度第2四半期以降の新規引受案件から順次部分保証が導入されているところですので留意してください。

月刊「畜産コンサルタント」5月号 発売中！



創刊以来40有余年、畜産総合誌として数々の話題、問題を提起をしてきました。経営、技術、流通、時事など、毎月特集を組み、問題点の掘り下げと追求を行い、豊かな内容と分かりやすい情報を提供しています。

【カラーグラビア】兄弟2人で新スタイル養豚経営…編集部

【巻頭コラム】ネットワークを活用して、女性の實力発揮を…岡島 敦子

【特集】広がる飼料米の利活用

—普及のための取り組みと課題—

- ◇飼料米の利用促進のための課題…信岡 誠治
- ◇飼料米給与試験から考察する畜産物の品質…吉田 宣夫
- ◇飼料用米導入定着化緊急対策事業の拡充について…農林水産省生産局畜産部畜産振興課
- ◇採卵養鶏における飼料米生産・給与の取り組み…石澤 直士
- ◇飼料米への挑戦 一大規模養豚経営・ボークランドグループの「日本のこめ豚」…編集部
- ◇仕上げ期にもち米を給与して風味向上させた「もっこり和牛」…佐々木 謙

【今月のコーナー記事】

- 「女性の視点」農と食と健康をつなぐ…江原 美津子
- 「畜産学習室」酪農経営の危機打開に向けて…鈴木 宣弘
- 「トピックス」「“食肉の生産から食卓までを繋ぐ”日本産肉研究会 第2回学術集会」開催される…編集部
- 「家畜改良センターニュース」国内外の畜産を担う技術者の研修等を担っています
- 「特別企画」春の新製品発表・商談会レポート（下）…編集部

このほか

「Dr. オッシーの意外と知らない畜産のはなし」「畜産！特産！ごちそう産!!」「トピックス」「畜産物の市況展望」「お知らせ」などを掲載しています。ぜひご購読ください。

***6月号の特集は「畜産現場における臭気対策」を予定しています。**

購読料 年間 9,828円(送料とも)
半年 4,914円(送料とも)
1部 735円(送料84円)
第三種郵便認可

お求めは、最寄りの畜産会・畜産協会、または下記へ必要事項(氏名(会社名)、住所、お届け先、必要部数、電話・FAX番号、メールアドレス等)をご記入のうえ、お申し込みください。

(社)中央畜産会 事業第一統括部(情報業務)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-26-5(虎ノ門17森ビル)

TEL 03-3581-6685 FAX 03-5511-8205 E-mail book@cali.lin.go.jp URL <http://jlia.jin.go.jp/>

セミナー

生産技術

牛群検定活用のための熊本県酪農業協同組合の取り組み③

村上 聡

モニタリング表を使った
酪農家のデータ比較

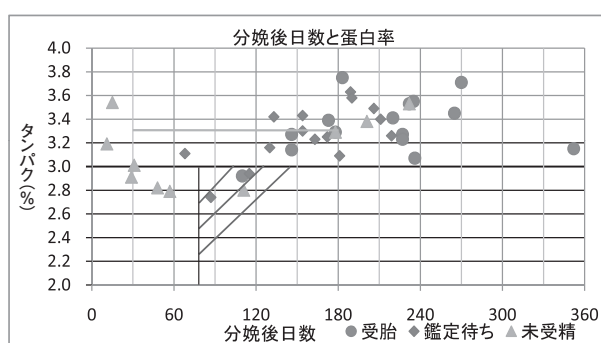
本誌 No.220、221 で説明した 5 つのモニタリング表を使って、繁殖成績の良い酪農家のデータとそうではない酪農家で、比較してみたいと思います。

A 牧場、B 牧場とも熊本県の牛群検定農家の平均的な規模である 40 ～ 50 頭未満のクラスの農家です。また、飼養形態は、A 牧場が TMR 利用の不断給餌によるフリーバーン牛舎です。一方、B 農家は、分離給与によるつなぎ牛舎の農家です。

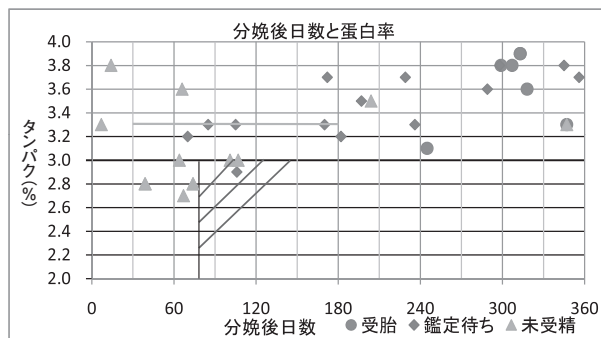
(表 11) 酪農家情報

年間平均値	A 牧場	B 牧場
経産牛 (頭)	42.8	49.4
搾乳牛率 (%)	86.9	85.6
搾乳日数 (日)	173.3	243.6
平均産次 (産)	2.0	2.1
補正乳量 (kg)	11,422	8,027
搾乳牛 (kg)	35.8	23.0
乳脂肪 (%)	3.8	3.7
乳蛋白 (%)	3.2	3.3
体細胞 (万)	13.2	46.8
授精回数 (回)	1.8	2.9
初回授精 (日)	94.1	114.9
分娩間隔 (日)	392.8	495.2
空胎日数 (日)	123.3	230.2

(図 14) A 牧場のエネルギーバランス



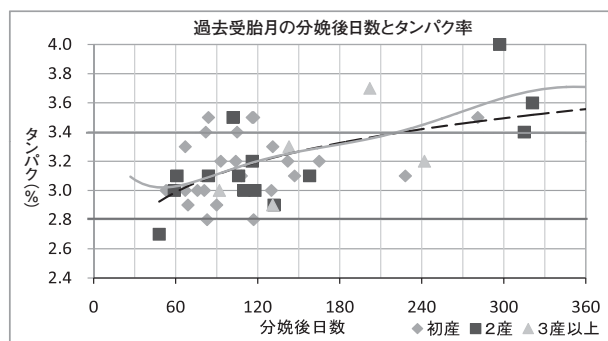
(図 15) B 牧場のエネルギーバランス



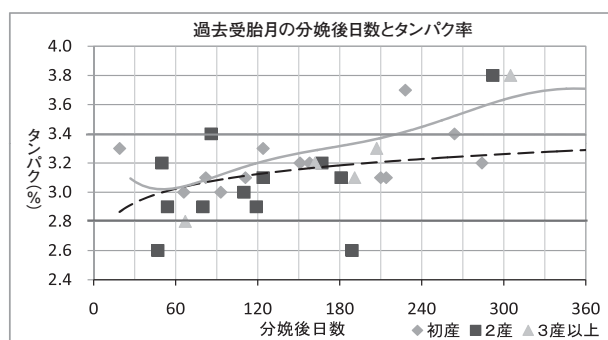
まず、図 14、15 をみてもらうと、A 牧場は季節分娩に努め妊娠鑑定待ちの個体が 220 日前後で終わっているのに対し、B 農家ではグラフ全体に散らばっています。このグラフで心配な点は図 14 の A 牧場の方であり、分娩後 60 ～ 120 日前後に乳タンパクが 3.0% を切っている個体が見受けられることです。

図 16、17 に両牧場の受胎月のエネルギーバランスを示しています。A 牧場の方は分娩後 60 ～ 150 日前後の乳タンパク 2.8 ～ 3.4%

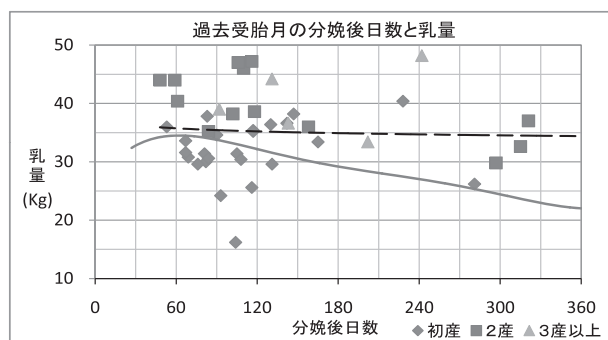
(図 16) A 牧場の受胎月におけるエネルギーバランス



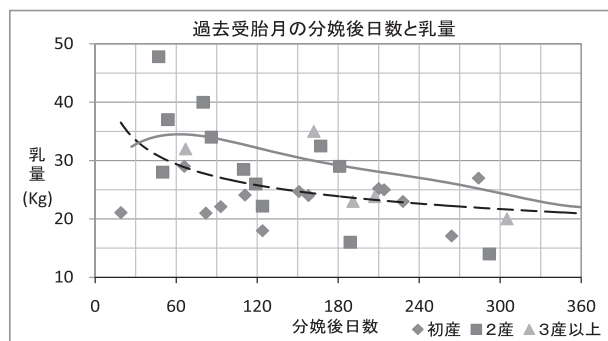
(図 17) B 牧場の受胎月におけるエネルギーバランス



(図 18) A 牧場における受胎月の乳量 (飼養管理技術)



(図 19) B 牧場における受胎月の乳量 (飼養管理技術)



付近に集中し、おおむね県の平均値を中央に分散していますし、牧場の平均値(破線)も県の平均値とほぼ合致していることが分かります。

一方、B 牧場は、県の平均値より下方に全体的に分散していますので、分娩後の飼養管理(栄養管理)がうまくいっていないことが推測できます。牧場の平均値も日数が進むにつれ遠ざかっているのが分かります。分娩後日数が 360 日を超えるデータにおいて、乳タンパクの低い個体が存在することを示しています。本来正常であれば、分娩後 60 日前後を境に負のエネルギーバランスから脱出し、右肩上がりに進むのですが、何らかの問題を抱える個体については、乾物摂取量の不足により値が低くなります。

図 18、19 は飼養管理技術のレベルを表す受胎月の乳量のグラフです。A 牧場の方は、牧場平均が県平均を上回り、おおむね 35kg の線を描いています。また、分娩後 240 日付近には 50kg 弱の個体もいるなど、飼養管理技術の高さと遺伝的改良が進んでいる農家であることが一目で分かります。

一方、B 牧場の方は、牧場平均が分娩後日数に反比例するような線を描いていますし、県の平均値よりも 5 kg 程度低くなっています。B 牧場は飼養管理が不十分のため乳量が落ち、負のエネルギーバランスから脱出した個体から、受胎しているように見受けられます。

次に検定日の乳量(図 20、21)をみると、A 牧場の方は飛び出し乳量も高く、高いピーク乳量を維持しています。また、泌乳中期の乳

量も高く安定した牛群だといえるでしょう。

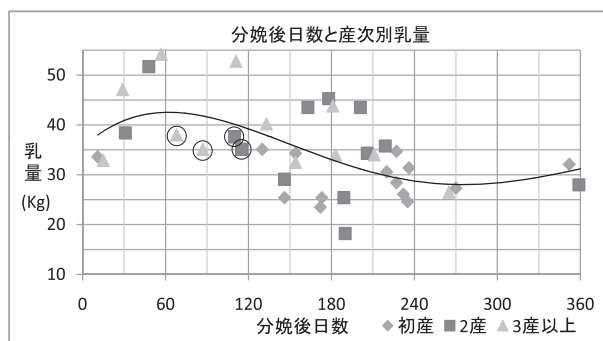
図 14 をもう一度みると、90～120 日付近に 4 頭の乳タンパク 3.0% を切った個体があります。確認後に図 20 に目を移すと、1 頭は 52kg ほど泌乳していますので、しかたないことだと思います。しかし、あとの 3 頭については牛群全体の印象からすると 35kg 程度の乳量では低いように感じられます。そこで、個体の特定をするために、先ほど説明した個体別乳成分モニタリング表で確認してみます。確かに－11.5kg (87 日)、－8.2kg (110 日) と下がっていることが確認できました。

一方、B 牧場では、飛び出し乳量、ピーク乳量とも低く、個体ごとの飼養管理がされていないように見受けられます。そこで、個体ごとの濃厚飼料給与量を調べてみると、やはり、全頭一律給与となっています。メリハリを付けた飼養管理をしないと経済的ロスの原因になっているようです。

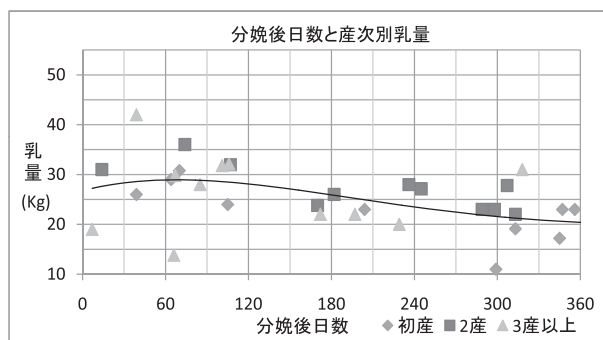
経済的ロスといえば、乳房炎等による体細胞数の増加にも注意しましょう。乳房炎になると出荷もできず治療費もかさみます。また、知らずに出荷していると、乳成分の自主規制要領により、高額のパナルティを課せられることにもなります。A 牧場は、年間平均 13.2 万個ということもあり、今回は 3 頭が図 22 にピックアップされています。この 3 頭における年間損失乳量は、972kg、8 万 8551 円の損失額と計算されています。

一方、B 牧場は、15 頭の乳房炎罹患牛が発生しており、前産から引きずっている乳房炎も多く見受けられ、乳房炎罹患牛の淘汰を

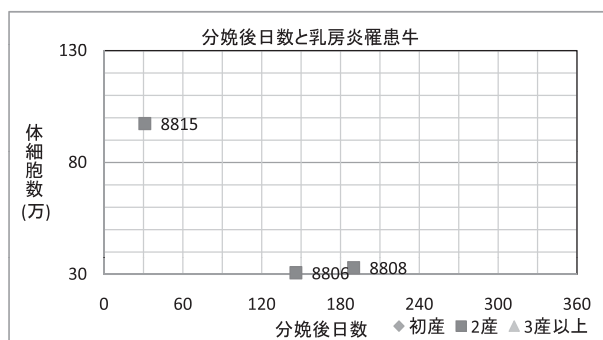
(図 20) A 牧場の検定日における個体乳量



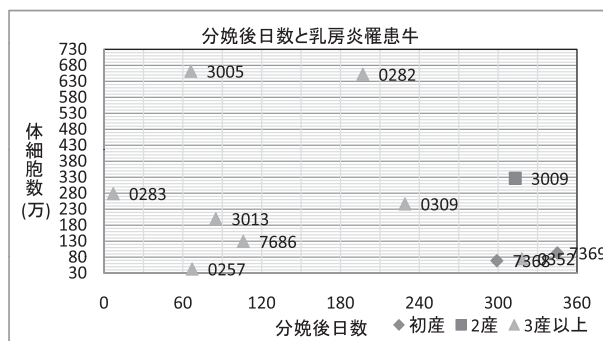
(図 21) B 牧場の検定日における個体乳量



(図 22) A 牧場における乳房炎罹患牛の分布



(図 23) B 牧場における乳房炎罹患牛の分布



(図 24) B 牧場の体細胞スコア 5 以上（乳房炎罹患牛）による経済損失

個体別体細胞スコアの推移（検定日：平19年02月15日～平20年01月18日）までの体細胞スコア 5以上

(単位: kg, 円)

個体識別 (牧場コード)	H19.02	H19.03	H19.04	H19.05	H19.06	H19.07	H19.08	H19.09	H19.10	H19.11	H19.12	H20.01	12ヶ月 損失乳量	12ヶ月 損失額	牛コード (牧場コード)
0352		4	3	4	4	5	6	5	5	6	5	6	-1,039	-94,577	0352
0309	6	4	5		3	4	4	4	7	7	7	8	-1,091	-96,284	0309
0257	2	3	2	2	3	4	4	4			8	5	-822	-71,015	0257
0277	3	5	3	4	5	6	4	3	3	4	4	5	-1,246	-107,972	0277
0282						6	2	3	4	3	5	9	-570	-53,633	0282
0283	6	6	6	7	6	7	7	6	7			8	-1,425	-121,306	0283
3005	1	1	2	1	5	4	4	4	4		1	9	-616	-54,712	3005
3006	5	5	5	7	7	6	6	7	9	10	9	8	-1,695	-155,396	3006
3009			1	5	6	7	5	5	9	7	8	8	-1,073	-100,299	3009
3010	5	5	5	5	5	8	5	5	6	6	6	6	-1,370	-123,604	3010
3013	7	6	6	7	5	5	8					7	-1,150	-92,065	3013
3023	4	4	4	3	4	4	4	4	5	6	5	5	-682	-60,419	3023
7686	1	2	4	5	5	7	8		4	2	2	7	-905	-77,757	7686
7368			4	4	3	4	4	3	4	6	4	6	-485	-44,191	7368
7369	2	3	3	3	2	3	2	4	4	4	2	6	-436	-39,110	7369

しない限り、日々の搾乳作業も煩雑化しますし、経済的負担が重くのしかかってきます。B 牧場の 15 頭による年間損失乳量は、1 万 4605kg、129 万 2340 円の損失額と計算されています。これに自主規制による乳質ペナルティ 80 万円程度が別途加算されていると推測されます。

個体別乳成分モニタリング表で両牧場を確認してみると、表 12 のようになりました。B 牧場の繁殖成績低迷の原因は、前半のエネルギー不足と泌乳後期に多くみられる濃厚飼料多給によるアシドーシスが最大の要因であると考えられます。

図 25、26 に両牧場の個体別能力と牛群のレベルを示す検定日補正乳量を示しました。A 牧場の過去 6 ヶ月の牛群平均は、36.6kg であり、B 牧場は 31.2kg です。また、標準偏差 + 1kg 以上を示す指標はおおむね 40kg 以上であるのに対し、B 牧場では 35kg 以上になっています。さらに、牛群成績の足を引っ張っていると考えられる標準偏差 - 2kg の指標は A 牧場では、おおむね 32kg 以下であ

(表 12) 疑われる疾病等の数

区 分	A 牧場	B 牧場
脂肪肝	2	0
アシドーシス	0	9
ケトーシス	1	1
濃厚飼料過多	3	15

るのに対し、B 牧場では 28kg 以下となっており、こうして比較すると牛群の改良度合いがよく分かります。効率の良い生乳生産のためには、検定日補正乳量を利用し高能力牛を中心に、さらなる遺伝的改良が早道だと考えます。

牛群検定データの利活用でさらなる経営安定

表 13 は、平成 18 年度の乳代精算書データを分析したものです。牛群検定実施農家の最大の武器は、従業員である乳牛個体の体細胞データを把握していることです。体細胞数増加に伴う乳量損失と経済損失（乳質ペナルティを含む）を最小限に抑え、非検定農家よりも優位となっています。この表で注目すべき

(図 25) A 牧場の個体別検定日補正乳量（個体能力の比較）

個体別検定日補正乳量（都府県、1～3月分娩、2産、120日）

個体識別 (牧場コード)	H19.08 (36.6kg)	H19.09 (36.8kg)	H19.10 (37.3kg)	H19.11 (37.1kg)	H19.12 (36.2kg)	H20.01 (35.6kg)	前月差	改善率
8814	42.2	39.4			41.2	39.7	- 1.5	-4 %
3084	39.2				39.5	39.9	+ 0.4	1 %
0253	34.4			32.0	31.9	32.6	+ 0.7	2 %
0278	33.3			37.2	36.1	31.6	- 4.5	-13 %
3528		36.8	35.0	36.0	37.2	37.7	+ 0.5	1 %
3087	40.4	42.9	43.9	43.1	42.9	39.8	- 3.1	-7 %
3534	32.2	32.7	32.8	33.2	32.9	31.0	- 1.9	-6 %
3537	32.1	31.8	33.4	32.6	31.9	32.3	+ 0.4	1 %
8811	41.6	41.6	39.9	40.4	40.4	41.0	+ 0.6	2 %
0203	43.4	43.2	43.1	44.1	40.1	39.9	- 0.2	-1 %

(図 26) B 牧場の個体別検定日補正乳量（個体能力の比較）

個体別検定日補正乳量（都府県、1～3月分娩、2産、120日）

個体識別 (牧場コード)	H19.08 (30.7kg)	H19.09 (31.5kg)	H19.10 (30.7kg)	H19.11 (31.6kg)	H19.12 (31.6kg)	H20.01 (31.3kg)	前月差	改善率
0184	34.4	35.8	38.7			34.1		
9694					32.3	32.1	- 0.2	-1 %
3005	29.3	28.2	26.2		30.4	21.6	- 8.8	-29 %
0257	29.4	27.0			26.9	28.8	+ 1.9	7 %
3016	27.4			26.8	26.5	30.5	+ 4.0	15 %
7368	30.3	31.0	26.6	29.5	28.4	25.9	- 2.5	-9 %
3008	30.3	32.3	31.8	31.5	35.2	36.1	+ 0.9	3 %
2735	34.4	35.3	32.4	35.3	36.7	36.1	- 0.6	-2 %
2741	32.0	33.3	32.1	32.9	33.7	34.3	+ 0.6	2 %
3012	28.0	30.0	28.0					

(表 13) 牛群検定実施効果の検証（平成 18 年度）

区分	乳代生産順位				需要期生産割合				飼養管理状況(エネルギー充足状況)							
	上位50		下位50		上位50		下位50		適正(0.84～0.87)		過剰(0.87～)		不足(～0.84)			
	非検定	検定	非検定	検定	非検定	検定	非検定	検定	非検定	検定	非検定	検定	非検定	検定	非検定	検定
需要期(%)	40.75	40.55	40.24	39.16	44.87	44.24	35.44	35.62	40.75	40.55	40.63	39.80	40.24	40.12		
FAT(%)	3.82	3.92	4.06	3.98	3.96	3.90	3.96	3.93	3.82	3.92	3.73	3.75	4.07	4.01		
PRO(%)	3.31	3.32	3.29	3.27	3.30	3.28	3.29	3.27	3.31	3.32	3.33	3.35	3.26	3.25		
P/F比	0.87	0.85	0.81	0.82	0.83	0.84	0.83	0.83	0.87	0.85	0.89	0.89	0.80	0.81		
MUN	13.17	13.54	12.93	12.68	12.64	13.12	12.90	13.18	13.17	13.54	13.21	12.97	12.82	12.91		
SNF(%)	8.81	8.83	8.68	8.70	8.74	8.76	8.76	8.75	8.81	8.83	8.81	8.85	8.69	8.72		
SCC(万)	20.07	16.56	38.06	29.78	26.68	20.71	24.91	23.24	20.07	16.56	21.55	22.20	25.59	21.82		
Bact(万)	4.14	3.77	6.60	4.68	5.07	4.14	4.61	4.44	4.14	3.77	3.99	4.66	4.90	4.53		
乳価(kg/円)	88.75	90.21	83.95	86.21	88.60	89.71	86.62	86.95	88.75	90.21	87.56	87.80	88.07	88.80		
年間生産量(kg/頭)	9,206	9,724	4,469	5,439	6,963	7,980	6,789	7,541	9,206	9,724	8,623	8,033	6,588	7,644		
40頭規模年間所得	32,674	35,083	15,008	18,761	24,674	28,630	23,520	26,221	32,674	35,083	30,207	28,207	23,214	27,156		

点は、生乳生産順位（上位 50）と飼養管理状況（適正）において、検定実施農家および非

検定農家とも同一データとなっている点です。
飼養管理（栄養管理）が適正に管理されるこ

とにより乳牛が健康になり、生産される生乳も高品質なものとなります。牛群検定のデータである牛たちが発している貴重なメッセージを、正しく把握・理解することでさらなる経営安定に役立てることが可能となります。

最後に

3牧場のデータ使いながらいろいろ説明しました。毎月送られてくる数字だらけの成績

表だけでは、分かりにくいものがあります。しかし、「酪農経営データベース」のようなシステムを活用すると同様の分析が可能となるのです。牛が発している貴重なメッセージをしっかりと捉え、それを伝え、また受け止めるかどうかは、指導者や経営者である酪農家次第だと思います。そのためにも、強い指導体制の構築と情報を読み取るという技能の向上がこれからの酪農産業をけん引していく原動力になると思います。

(筆者：熊本県酪農協同組合生産本部指導課)

●中央畜産会・出版物のご案内●

待望の新刊 いよいよ発売！

コントラクターが丸ごと分かる1冊

コントラクター —つくり方 活かし方—

A4判 140ページ 3,000円(税込・送料340円)

編・著 福田 晋

著 (社)日本草地畜産種子協会

協力 農林水産省生産局畜産部



配合飼料価格の高騰を受け、自給飼料基盤の確立のための手段として、コントラクターの役割はますます重要視されています。本書は、コントラクター研究の第一人者の九州大学大学院・福田晋准教授らの執筆により、コントラクターの現状から設立までのステップ、経営安定化のためのポイントと、利用する畜産農家の経営メリットについて詳細に紹介されているほか、先進的にコントラクター活動に取り組む14事例を掲載。また、コントラクターで使用する資材や利用できる交付金・助成事業などの情報も充実させました。

【主な内容】

- 序 章 コントラクターをめぐる情勢について
- 第1章 飼料生産コントラクターとは何か
- 第2章 コントラクターの組織形態と特徴
- 第3章 コントラクターの経営安定化のためのポイント
- 第4章 利用者からみたコントラクターの位置づけ
- 第5章 コントラクター設立までのステップ
- 第6章 地域農業におけるコントラクターの役割
- 先進事例・支援事例集(全14事例)
- 資料編 (コントラクターをめぐる状況・「コントラクター全国情報連絡会議」にかかる講演および事例発表内容・機械・種苗・農薬関係取り扱い企業情報・利用できる交付金・助成事業)

お問い合わせは下記まで

社団法人中央畜産会 事業第一統括部(情報業務)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-26-5(虎ノ門17森ビル)
TEL 03-3581-6685 FAX 03-5511-8205 URL <http://jlja.lin.go.jp/>

お知らせ

肉用牛肥育経営安定対策事業にかかる
四半期平均推定所得等の算定結果について

[平成 20 年 1 月から 3 月にかかる四半期]

(独) 農畜産業振興機構は平成 20 年 1 月から 3 月にかかる四半期における肉用牛肥育経営安定対策事業実施要綱第 6 の 4 の (8) のイの (ウ) の「理事長が別に定める算定数値」について品種区分ごとに下表の通り算定結果を発表しました。

算定結果

単位(円/頭)

	肉専用種	交雑種	乳用種
四半期平均推定粗収益 (A)	980,532	567,073	348,321
四半期平均推定生産費 (B)	843,259	561,699	354,368
四半期平均推定所得 (A)-(B)	137,273	5,374	▲ 6,047

(参考)基準家族労働費(全国平均)を採用した場合の補てん金単価

単位(円/頭)

	肉専用種	交雑種	乳用種
四半期平均推定所得 (C)	137,273	5,374	▲ 6,047
基準家族労働費(全国平均) (D)	74,422	41,310	28,455
差額(基準家族労働費が上限) (E)	62,851	▲ 35,936	▲ 28,455
補てん金単価 (E)×0.8 100円未満切り捨て	—	28,700	22,700

四半期平均推定生産費の算定方法 (B) = (F) - {(G) + (H) + (I)}

単位(円/頭)

	肉専用種	交雑種	乳用種
四半期平均推定生産費 (B)	843,259	561,699	354,368
四半期平均推定生産費総額 (F)	928,488	612,074	388,695
うち家族労働費 (G)	69,342	37,521	25,235
うち自己資本利子 (H)	12,930	10,775	6,390
うち自作地地代 (I)	2,957	2,079	2,702

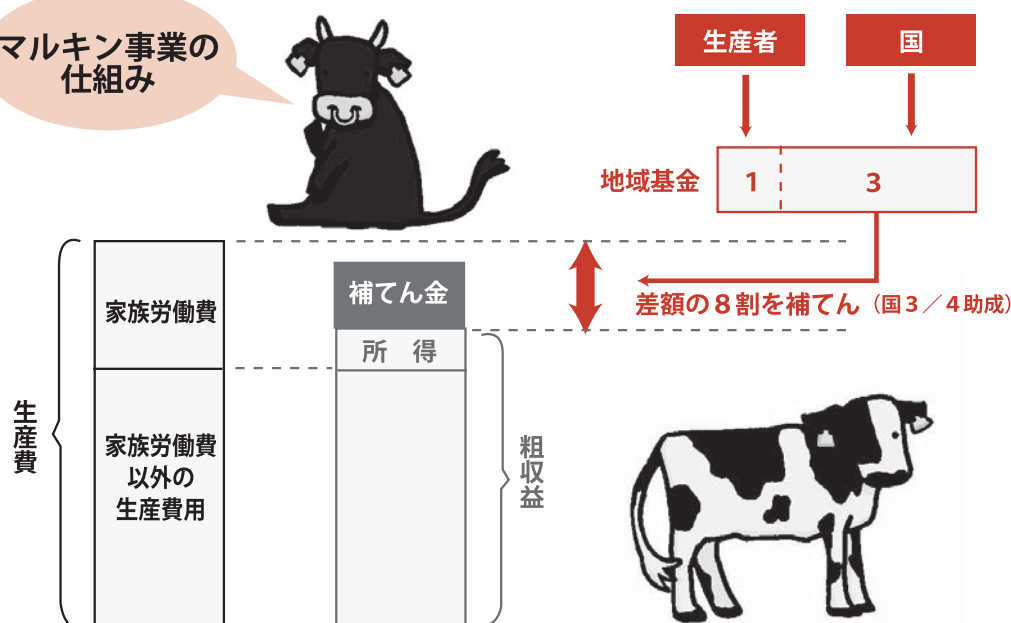
なお、詳細は都道府県庁の畜産主務課もしくは県団体にお問い合わせください。

肉用牛肥育経営安定対策事業(マルキン事業)に加入し、 肥育経営の安定を図りましょう！！

現在、加入されていない皆様も、平成 20 年度に限り、次の要件を満たすことで途中加入できます。

- ①認定農業者、または認定農業者に準ずる者として都道府県知事が特例的に認めた者であること。
- ②県団体が別に定める生産者特別負担金を県団体が別に定める期限までに納付すること。
- ③都道府県の区域内の肉用牛肥育経営体で、牛の肥育を行う者で当該肉用牛に係る損益が帰属する者。
- ④配合飼料を利用し平成 19 年度に配合飼料価格安定制度に加入している場合、引き続き平成 20 年度において同制度に加入していること。

マルキン事業の
仕組み



●事業途中加入の申込受付期間

平成 20 年 5 月 1 日から 5 月 31 日までに肥育牛補てん金交付申込書を提出してください。
なお、申込時に必要な書類は、県団体にお尋ねください。

●生産者特別負担金の額、納付期限

県団体が別に定めます。

●対象となる牛

6 ヶ月齢から 14 ヶ月齢に達する日までに県団体に申し込みされた牛が対象となります。
現在飼養されているすべての牛が対象とはなりませんのでご注意ください。

詳しい内容については、都道府県庁の畜産主務課もしくは県団体にお問い合わせください。

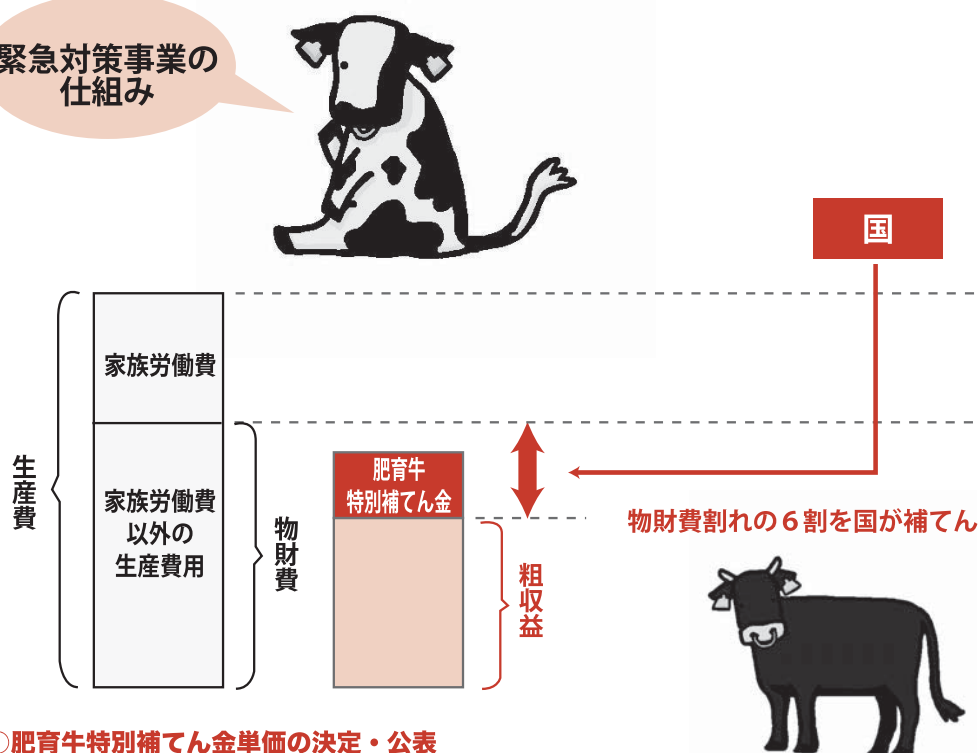
**マルキン事業では牛トレサ法による肥育牛の確認を行っています。
転入、転出報告は必ず行いましょう！**

ご存知ですか！！

肉用牛肥育経営者の皆様へ

平成 20 年度から配合飼料価格の高騰や枝肉価格の低迷などによる物財費割れの一部を補てんするための『肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業』が、**緊急的・時限的**(平成 20~21 年度限り)に実施されます。

緊急対策事業の仕組み



○肥育牛特別補てん金単価の決定・公表

(独)農畜産業振興機構理事長が四半期ごとに、次の品種について、全国統一単価を決定し、公表します。品種区分は、肉専用種、交雑種、乳用種の3区分です。

●事業参加者の要件

- ・肉用牛肥育経営安定対策事業(マルキン事業)に加入している者で、生産性向上計画に取り組む者。
- ・配合飼料を利用し平成 19 年度に配合飼料価格安定制度に加入している場合、引き続き平成 20 年度において同制度に加入していること。

●事業参加申込受付期間

平成 20 年 5 月 1 日から 5 月 31 日までに、事業参加申込書を提出してください。

事業参加者の自己負担は一切ありません。

詳しくは、都道府県庁の畜産主務課もしくは県団体にお問い合わせください！！

あいであ & アイデア

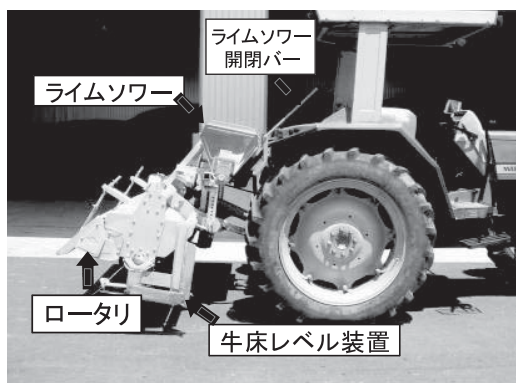
消石灰散布と敷料攪拌を同時に行う散布攪拌同時作業装置

正井文朗、前澤 卓

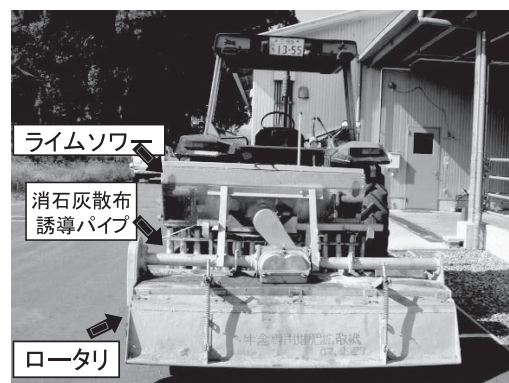
牛床の敷料管理は畜産経営において重要かつ労力のかかる作業の一つです。長期間滞留させることを狙いとして十分な敷料を投入しても比較的短期間で締まって固くなり、敷料の攪拌が不十分になります。乳牛管理では、乳房炎対策として消石灰を敷料と混合して使用する場面も多くみられます。そこで、踏み込み牛舎において固く締まった敷料を攪拌し、さらに必要に応じ消石灰を散布すると同時に敷料を攪拌できる、多機能で省力的な「散布攪拌同時作業装置」を開発しました。

ロータリとライムソワの複合装置です！

写真1および2のように、「敷料攪拌装置」（ロータリ：幅2.3m）を装着したトラクタ（79馬力）に架台を設置し、「消石灰散布装置」（ライムソワ：有効散布幅1.4m）を取り付けました。装置の詳細図と主要諸元は図1に示しました。



(写真1) 装置の側方写真

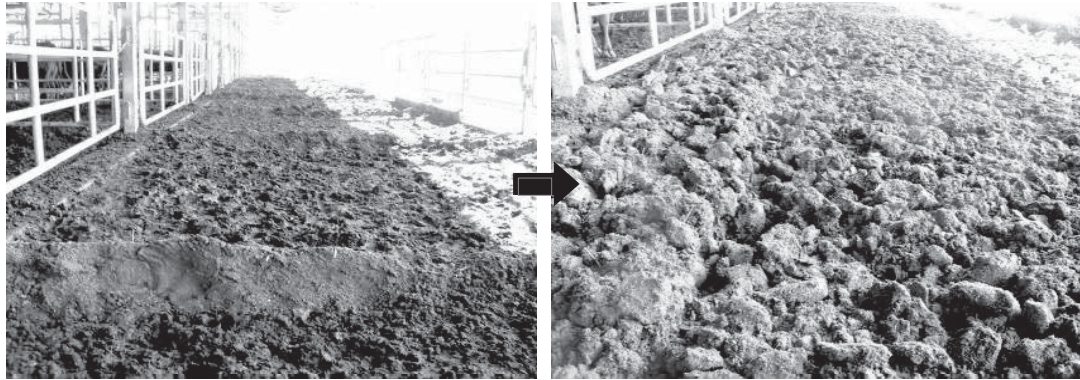


(写真2) 装置の後方写真

こんなところを工夫してみました！

- ①ロータリの両サイドに「牛床レベル装置」を取り付け、牛床とロータリ爪先のクリアランスを2cmに設定し、敷料攪拌時にロータリ爪が牛床に接触しないようにしました。
- ②消石灰がPTO軸へ付着したり周辺に飛散したりしないように、ライムソワの開口部に「消石灰散布誘導パイプ」を取りつけました。
- ③ロータリ駆動と同時に、ライムソワが駆動するようPTO軸とロータリの間にライムソワの動力を取り、機械操作の一体化を図りました。
- ④ライムソワ開閉バーを運転席側に配置することで、運転しながらライムソワの開閉を可能にしました。

消石灰散布と敷料攪拌の同時作業がらく!楽!!



(写真3) 約1ヵ月放置した敷料の状態と攪拌後の状態 左：攪拌作業前 右：攪拌作業後

(図1) 散布攪拌同時作業装置の概要図と主要諸元および作業能率

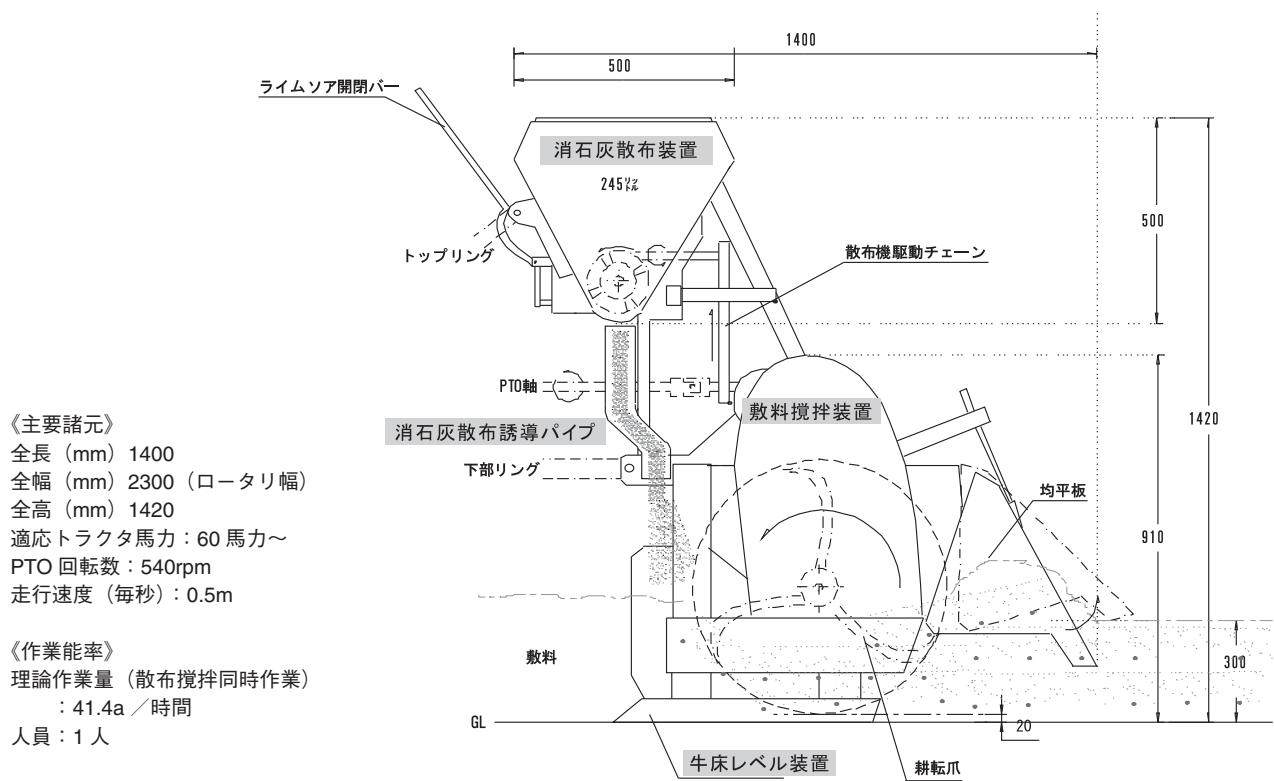


写真3のように、敷料が硬く締まった状態でも、敷料の上層と下層が攪拌され、全体にほぐれて柔らかくなります。また、除ふん後、戻したい肥とオガクズを投入し、消石灰を散布しながら同時に攪拌することで、消石灰が牛体に直接触れることなく、敷料と均一に混合できます。既存の機械装置を用いて、簡単に低コストで製作でき、省力的な敷料管理が実現できます。

(筆者：三重県畜産研究所 大家畜研究課 技術員)